

家畜共済重要事項説明書

この「説明書」は、家畜共済へ加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要な事項(契約概要・注意喚起情報)を記載したものです。必ずご一読いただき、内容をよくご確認・ご了承の上、お申込みいただきますようお願いいたします。

なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。

また、引受(加入)方式については、すべての農業共済組合又は農業共済事務組合(以下「組合等」という。)が全方式を実施しているものではありません。詳細につきましては、組合等の共済規定又は条例(以下「共済規定」という。)をご参照いただくか、加入先の組合等へお問い合わせください。

ア「契約概要」の項目

(ア) 共済の仕組み

農業共済事業は、国の農業災害対策として、農業災害補償法に基づき運営が行われ、行政庁の指導・監督のもと、農業共済組合又は農業共済事務組合(以下「組合等」という。)、農業共済組合連合会(以下「連合会」という。)、国の三段階により、各々が責任の一部を負担し、危険分散を図るなど、安定した事業ができる仕組みとなっています。

加入条件について

家畜共済には、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む方が加入できます。ただし、農作物共済に加入している農家で、牛又は馬を飼養する方は、家畜共済に加入しなければならないこととされています(義務加入)。

加入申込と共済関係の成立について

家畜共済加入申込書に必要事項を記入・押印して組合等に加入の申込みを行い、組合等がその申込みを承諾したときに共済関係(契約)が成立します。

なお、加入にあたっては、獣医師が健康診断を行い、次の(1)～(4)のいずれかに該当する場合は加入することができませんので、ご留意願います。

- (1) 発育不全、衰弱、奇形、不具又は悪癖の著しいもの。
- (2) 疾病にかかり、もしくは傷害を受けているもの。又はその原因が生じているもの。
- (3) 通常の飼養管理又は供用の方法と著しく異なる方法で飼養管理され、もしくは供用され、又はその恐れがあるもの。
- (4) 12歳を超える牛、明け17歳以上の馬又は6歳を超える種豚の新規加入。ただし、継続加入又は組合等内での加入者間異動についてはこの限りではありません。

(イ) 補償の内容(支払事由・免責・支払わない場合について)

引受方式(加入方式)について

包括共済対象家畜の場合は、家畜の種類(次ページ表参照)ごとに全頭加入することになっています。これを包括加入とといいます。牛の胎児は、加入時にすべて母牛とともに加入となります。ただし、申し出により包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間(補償期間)ごとに、子牛・胎児を共済目的(補償の対象となるもの)としないことができます。包括加入では、共済責任開始後、新しく導入された家畜又は加入資格月(日)齢に達した家畜は、自動的に加入することとなります。

一方、個別共済対象家畜の場合は、家畜1頭ごとに加入ができます。

共済目的（補償の対象となるもの）について

包括共済対象家畜と個別共済対象家畜については、下記の表の通りとなります。

<包括共済対象家畜>

家畜の種類	共済目的	内容
乳牛の雌等	成乳牛	乳用種の雌 出生後第13月の末日を経過
	育成乳牛	乳用種の雌 出生後第5月の末日を経過し第13月の末日まで
	乳用子牛等（胎児含む）	乳用種の雌 授精後240日を経過し出生後第5月の末日まで 乳牛雄子牛、ET牛、F1牛を含む、乳牛から生まれた子牛
肉用牛等	肥育用成牛	乳用種の雌及び種雄牛以外の牛 肥育が目的、出生後第5月の末日を経過
	肥育用子牛	乳用種の雌及び種雄牛以外の牛 肥育が目的、出生後第5月の末日まで
	その他の肉用成牛	乳用種の雌及び種雄牛以外の牛 肥育以外、出生後第5月の末日を経過
	その他の肉用子牛等（胎児含む）	乳用種の雌及び種雄牛以外の牛 肥育以外、授精後240日を経過し出生後第5月の末日まで
種雄馬以外の馬	一般馬	出生の年の末日を経過した馬
種豚	種豚	出生後第5月の末日を経過（繁殖用豚）
肉豚	一般肉豚	生後20日から第8月の末日まで（種豚以外） 飼養区分ごとに出生後第8月の末日まで補償
	特定包括肉豚	生後20日から第8月の末日まで（種豚以外） 農家単位ごとに1年間補償

ただし、乳肉複合経営農家で、乳牛・肉用牛ともに子牛選択する（子牛・胎児を補償の対象とする）場合、乳牛から生まれた子牛のうち、乳牛雄子牛、ET牛、F1牛については、出生後第2月の末日で肉用牛（肥育用子牛又は、その他の肉用子牛）として共済目的を変更します。

<個別共済対象家畜>

共済目的の種類	内容
乳用種種雄牛	家畜改良増殖法の規定による種畜証明書の交付を受けているもの。
肉用種種雄牛	
種雄馬	

共済事故（共済金の支払対象となる損害）について

家畜共済の共済事故は、共済目的の種類ごとに、次のように定められています。

共済目的	共済事故	内容
すべての	死亡事故	と殺による死亡を除く死亡事故。家畜伝染病予防法に基づく法令殺

共済目的			
牛(子牛を含む), 馬, 種豚	廃用事故	第1号	疾病又は不慮の傷害により死に瀕したとき
		第2号	不慮の災厄によって救うことのできない状態に陥ったとき
		第3号	骨折、は行、両眼失明、又は、牛伝達性海綿状脳症、牛白血病、創傷性心臓のう炎、特定の原因により採食不能となるものであって治癒の見込がなく使用価値を失ったとき
		第4号	盗難あるいは行方不明となり、30日を経過しても生死不明のとき
		第5号	乳牛の雌等、種雄牛、種雄馬が治癒の見込のない生殖器の疾病又は傷害により、繁殖能力を失ったとき
		第6号	乳牛の雌等が治癒の見込のない泌乳器の疾病又は傷害により、泌乳能力を失ったことが泌乳期において明らかとなったとき
		第7号	牛が出生時において、奇形又は不具であることにより、将来の使用価値のないことが明らかとなるとき
		病傷事故	共済金の支払対象となる病気やけがなどにより、獣医師の診療を受けた場合

共済事故の選択について

包括共済（肉豚以外）および特定包括共済（肉豚）については、共済事故の一部を補償対象としない方式（事故除外方式）を選択することもできます。その場合、事故の一部を除外するのに見合う分の共済掛金が割引されます。

この方式は、共済掛金を節約できる分、加入者自らが対象とならない事故に対するリスクを負うこととなりますので、ご留意願います。

(1) 事故除外の種類 除外部分

1号（火災、特定伝染病、自然災害以外の死廃事故を除外）

死亡	廃用	病傷	乳牛の雌等、肉用牛等 一般馬
火災、特定伝染病、自然災害			

2号（火災、特定伝染病、自然災害以外の事故の全部を除外）

死亡	廃用	病傷	乳牛の雌等、肉用牛等 一般馬、種豚
火災、特定伝染病、自然災害			

3号（行方不明以外の廃用事故を除外）

死亡	廃用	行方不明	病傷	肉用牛等

4号（行方不明以外の廃用事故と病傷事故を除外）

死亡	廃用	行方不明	病傷	種豚

5号（病傷事故の全部を除外）

死亡	廃用
火災、特定伝染病、自然災害	

病傷

乳牛の雌等、肉用牛等
一般馬、種豚

規定第 47 条の 17（火災、特定伝染病、自然災害以外の死亡事故を除外）

死亡	
火災、特定伝染病、自然災害	

--

特定包括肉豚

※特定伝染病とは法定伝染病で真症のものをいいます。（特定包括肉豚にあっては、ニパウイルス感染症、豚エンテロウイルス性脳脊髄炎に限ります。）

（2）事故除外方式を選択できる加入者の基準

家畜の種類等	基準
乳牛の雌等	加入頭数 6 頭以上、5 年以上の飼養経験
肉用牛等 一般馬 種豚	5 年以上の飼養経験
特定包括肉豚	加入頭数 200 頭以上、5 年以上の飼養経験

支払責任のない損害について（免責について）

共済掛金期間中に発生した共済事故による損害であっても、次のような場合には共済金の全部又は一部をお支払いできないことがありますので、ご留意願います。

さらに、下記の場合以外にも組合等が定める免責基準に従い、共済金の全部又は一部が支払われないことがあります。

- （1）加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。（全部又は一部）
- （2）加入者が損害防止のため特に必要な処置について、組合等の指示に従わなかったとき。（全部又は一部）
- （3）加入者が事故発生通知又は損害通知の義務を怠ったとき、もしくは悪意又は重大な過失によって不実の通知をしたとき。（全部）
- （4）加入者が加入申し込みの際に、疾病の状態にあった家畜又は傷害を受けていた家畜、もしくは疾病又は傷害の原因が生じていた家畜があった場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき。（全部）
- （5）加入者が家畜の異動通知を怠り、もしくは悪意又は重大な過失によって不実の通知をしたとき。（全部）
- （6）共済掛金期間の開始する前に生じていた疾病又は傷害もしくはその原因が生じていた疾病又は傷害によって損害が生じたとき。（全部又は一部）
- （7）事故除外方式の変更により、新たに共済事故となったものにかかる損害が、その変更前に生じていた疾病又は傷害もしくはその原因が生じていた疾病又は傷害によって生じたとき。（全部又は一部）
- （8）継続時に共済金額が増額された場合、その増額前に生じていた疾病又は傷害もしくはその原因が生じていた疾病又は傷害によって損害が生じたとき。（一部）
- （9）加入者又は加入者と同一の世帯に属する親族の悪意又は重大な過失によって損害が生じたとき。ただし、損害賠償の責任を負うことによって生じることのある損失をてん補するために、他人の所有するものを共済に付した場合は、悪意によるもの

とします。(全部又は一部)

- (10) 加入者が競馬法による競争に馬を出走させたことによって損害が生じたとき。(全部)
- (11) 加入者が肉豚の包括共済関係成立後に新たに肉豚を導入したとき、又は飼養している肉豚が加入資格日齢に達したときに、正当な理由がないのに当該肉豚にかかる共済掛金の払込みを遅滞したとき。(全部)
- (12) 共済掛金を分納する場合において、加入者が正当な理由がないのに、第2回目の払込みを遅滞し、かつ2週間の猶予期間を過ぎても払い込まれなかったとき。(全部)
- (13) 組合等が告知を求めたものについて、悪意もしくは重大な過失により事実の告知をせず、又は不実の告知をしたとき。(全部又は一部)
- (14) 戦争その他の変乱によって損害が生じたとき。(全部)

共済金の支払について

(1) 死傷事故

死傷事故の共済金は以下の方法により算出いたします。

共済金 = (事故になった家畜の評価額 - 肉皮等残存物価額 - 手当金等) × 付保割合

ただし、肉皮等残存物価額が事故になった家畜の評価額の2分の1を超えた場合はA又はBの計算値のうち、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

A = (事故になった家畜の評価額 ÷ 2) × 付保割合

B = 事故になった家畜の評価額 - 肉皮等残存物価額 - 手当金等

なお、乳牛の雌等又は肉用牛等については、基準額又は再評価売渡価額を用いる場合があります。

※乳用子牛等を補償対象としている場合で、胎児の品種が引受時点と事故時点で異なる場合は、価額が低い方の胎児評価額で共済金を計算します。

※特定事故(火災、伝染病、風水害等の自然災害)を除いた一般的な事故については、加入者単位に設定された死傷共済金支払限度額の範囲内で共済金が支払われます。

※牛疫、牛肺疫、口蹄疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラによる患畜および擬似患畜あるいは法律で殺処分するよう指定された家畜について、評価額を超える手当金等が交付される場合、胎児を含めて家畜共済の支払対象とはなりません。ただし、上記病名で自然に死亡した場合は、家畜共済の支払対象になります。

※組合等が共済金を支払ったときは、共済事故による損害が生じたことにより加入者が取得する債権を代位します。

(2) 病傷事故

治療に要した費用(診療費)が共済金となり、給付基準の範囲内において、一定額(加入者ごとおよび家畜の種類ごとの病傷給付対象共済金額の限度額)までは共済金が支払われます。ただし、初診料は自己負担となります。

なお、組合等家畜診療所、連合会家畜診療所及び嘱託獣医師を利用した場合は、診療費と共済金が相殺されます(このことを診療給付といいます)。

(ウ) 共済掛金期間

共済掛金期間は、加入者が共済掛金を組合等に納めた日の翌日から原則1年間となります。なお、肉豚のうち特定包括は1年間ですが、一般は群ごとに7カ月間となります。

待期間について

新規加入した後、2週間（この期間を待期間といいます）の間に事故があっても、事故の原因が共済掛金期間の開始後であることが明確でない場合は、補償を受けることができませんので、ご留意願います（共済掛金期間中に導入された家畜については、導入の日の翌日から2週間が待期間となります）。

(エ) 引受条件(共済金額等)

共済金額（契約金額）は、共済金の支払最高額をいい、次の算式により計算されます。

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合（契約割合）}$$

※共済価額は、加入者が被る損害の契約上の最高評価額を示したもので、包括共済では個々の家畜の評価額の合計額、個別共済では個体の評価額です。

※付保割合は、最低2割から最高8割の範囲内（肉豚については5割から8割）で加入者が選択できますが、補償の充実の観点から8割の選択が望まれます。

また、家畜の導入、加入資格取得等により共済価額が増加したときは申し出により、異動の直前又は共済掛金期間開始時のうちどちらか低い方の付保割合まで共済金額を増額することができます。その場合は、残余月の月割により計算した共済掛金を納めていただくこととなります。

(オ) 共済掛金に関する事項

共済目的の種類ごとに、次のように算定します。

$$\text{農家負担共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率} - \text{国庫負担掛金}$$

※共済掛金率は共済掛金標準率（農林水産大臣が過去の被害率を基に定めた率）と同じ率です。なお、一部の共済目的については、危険段階別共済掛金率を導入しており、共済掛金標準率を基礎とし、加入者ごとに過去3年間の被害率等により共済掛金率が設定されます。

※国庫負担割合は、国庫負担限度額を超えない範囲で牛及び馬は1/2、豚は2/5となっています。

(カ) 共済掛金等払込みに関する事項（払込み方法・払込み期日）

共済掛金等（賦課金を含む。）の払込みは口座振替とします。払込期日は加入承諾書及び納入告知書にて通知します。継続して加入する場合は、従前の共済掛金期間の満了日が払込期日となります。払込期日までに納入が難しい場合の猶予期間は、払込期日の後2週間です。

共済掛金の分納について

加入者が、一時に高額の共済掛金を納入できない場合は、2回に分けて納入することができます。その場合、保証人と連署の上、共済掛金分納申請書を添付して申請して下さい。

なお、共済掛金期間内に養畜の業務を廃止した場合は組合等に届けるとともに、未納入の共済掛金を一括繰り上げ納入しなければなりません。

(キ) 無事戻しに関する事項（条件・方法・決定）

無事戻しとは、共済金が僅少の加入者に対して共済掛金の一部をお返しする制度ですが、家畜共済では無事戻しはありません。

イ「注意喚起情報」の項目

(ア) 告知義務等の内容

告知義務について

加入者は、加入申込書の項目について正確に告知していただく義務（告知義務）があります。また、次の場合は組合等への通知が義務づけられており、この通知義務を怠ると補償を受けられない場合がありますので、ご留意願います。

(1) 共済対象家畜について、異動があったとき（以下、①～③の内容を通知ください）。

①異動の種類（譲渡、導入、資格取得・喪失、子牛の出生）

②頭数及び当該家畜の異動年月日

③個体識別番号

(2) 家畜が病気又はけがをしたとき。

(3) 家畜が死亡又は廃用となったとき。

(4) 家畜に去勢、除角、その他大きな手術をするとき。

(5) 放牧や共進会に出場するとき。

(6) 家畜に管理人を定めたり、飼養場所を変えるとき。

(7) 家畜が行方不明になったとき。

(8) 乳用子牛等を共済目的としている場合で、引受時以後に胎児の品種を変更する場合は、当該胎児価額の変更を必要としたとき（人工授精等の後239日以内に通知が必要）。

その他の義務について

(1) 事故発生通知義務について

共済事故が発生した場合、組合等に通知しなければなりません。通知が遅れた場合、共済金の減額払い又は支払われないことがあります。また、受診時及び組合等が行う死廃事故の確認時には原則として立ち合ってください。なお、診療を受けたときは獣医師から診療種別等通知書の交付を受け、3年間保存して下さい。

(2) 損害防止義務について

通常の飼養管理を行うとともに、事故が発生したときは、その防止及び軽減に努めてください。これらを怠ったときは、損害の額から防止及び軽減できたと認められた額を差し引くことがあります。また、必要な処置について組合等から指示することがあります。

(イ) 共済契約の失効について

共済掛金期間の満了する日（払込限日）から2週間の間（猶予期間）に共済掛金の払込みがない場合には共済関係が失効となります。

また、加入している共済目的の譲渡があった場合は、譲受人が組合等に対して2週間以内に必要な書面を添えて承諾の申請をし、承諾を得て共済関係を承継した場合を除き、共済関係は効力を失います。譲渡、相続その他の包括継承があった場合には必ず承諾の申請を行って下さい。

(ウ) 解約と解約返戻金の有無

告知義務違反による解除について

告知を怠ったり不実の告知をした場合には共済関係を解除する場合があります。なお、解約返戻金はありません。

重大事由による解除について

次の事由がある場合には、共済関係を解除する場合があります。なお、解約返戻金はありません。

(1) 共済金の給付を目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとしたとき

(2) 共済金の給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたとき

(3) 加入者の組合等に対する信頼を損ない、共済関係の存続を困難とする重大な事由が発生したとき

なお、解除は将来に向ってのみ効力を有しますが、重大事由による解除の場合は解除までに発生した共済事故による損害を、告知義務による解除の場合はその事由が生じたときから解除までに発生した共済事故による損害を、組合等がてん補する責任を負いません。

(エ) 特に法令等で注意喚起することとされている事項

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金の確実な支払いができる仕組みをとっておりますが、組合等の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

ウ その他の項目

その他の重要事項について

(1) 家畜改良センターの牛個体識別情報への登録は速やかにお願いします。

(2) 組合等は、損害の防止又は損害の認定のため必要があるときは、当該家畜のいる土地又は工作物に立ち入り、必要な調査を行うことができます。

個人情報の取扱いについて

家畜共済加入申込書等により知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、組合等が引受けの判断、共済金の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供等を行うために、業務に必要な範囲で利用します。

(1) 組合等は、共済金支払責任の一部を連合会の保険に付し、連合会は保険責任の一部を国の再保険に付しているため、連合会及び国との間で個人情報を共同利用します。

(2) 法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、獣医師が使用する電子カルテシステムの利用に必要な場合、農林水産省との再保険取引のために必要な場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

(3) 個人データに第三者の個人情報が含まれており、加入者から組合等へ提供されたことにより、その方が不利益を被った場合は、加入者が責任を負い、組合等には責任が及ばないこととします。